

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年1月9日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

(1) 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第4地割地内まで及び同市片岸町第1地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事

(2) 一般国道283号改築工事（釜石花巻道路・岩手県釜石市甲子町第13地割地内から同市甲子町第7地割地内まで及び遠野市上郷町平倉40地割地内から同市綾織町新里25地割地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	使用しよう とする土地 の面積	実地の 状況	備考
岩手県遠野 市遠野町30 地割	4番1	山林	83,308㎡	広大地のため実測せず	11,083.07㎡	184.95㎡	山林	別図に①、②、④、⑤、 ⑥及び⑦として赤色及び 緑色で表示する部分
					182.73㎡	37.53㎡	公衆用 道路	別図に③、⑧及び⑨とし て赤色及び緑色で表示す る部分

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊藤 守	岩手県遠野市早瀬町一丁目5番21号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
遠野市	岩手県遠野市東館町8番12号	公法上の使用権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年12月19日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。